

令和 2 年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにすることを目的として、5年ごとに実施しています。調査結果は、国や地方公共団体における各種行政施策立案などの基礎資料として用いられるほか、国民の共有財産として、研究・教育活動、経済活動などの幅広い分野で利用されます。今回の調査は、大正 9 年に第 1 回調査が行われてから 100 年目の節目の調査でした。

調査日

令和 2 年 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）

調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令等に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

調査時において、日本に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

日本に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

次に掲げる 19 項目について調査しました。

1 世帯員に関する事項（15 項目）

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5 年前の住居の所在地、在学・卒業等教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段

2 世帯に関する事項（4 項目）

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

調査の方法

総務省統計局—都道府県—市町村—指導員—調査員—世帯の流れで行いました。

栃木市では、調査員の指導・調査書類の内容検査等のための指導員 108 名、国勢調査のための調査員 715 名が任命されました。

今回の調査では、新型コロナウイルス感染防止のため、インターネット回答及び郵送回答を推奨し、希望がある場合のみ調査員が調査票の回収をしました。